

家庭的保育事業等の認可について

1 概要

児童福祉法第34条の15が改正になり、平成27年4月1日から、家庭的保育事業（※1）、小規模保育事業（※2）、居宅訪問型保育事業（※3）又は事業所内保育事業（※4）（以下「家庭的保育事業等」という。）を実施する事業者は、その事業所の所在する市町村に認可申請を行い、市町村の認可を受ける必要があります。

那須塩原市では、この認可基準について、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則」を平成26年9月に策定し、平成27年4月1日からの認可に当たっての準備を進めているところです。

また、認可に当たっては、児童の保護者その他児童福祉に関する当事者の意見を聴かなければならないとされていることから、那須塩原市子ども・子育て会議の委員の意見を聴取するものです。

- ※1：家庭的保育事業…原則、満3歳未満の保育を必要とする児童に対し、研修を受けた保育士等の居宅において、保育を行う事業（利用定員5人以下）
- ※2：小規模保育事業…原則、満3歳未満の保育を必要とする児童に対し、保育を行う事業（利用定員6人以上19人以下）（A型～C型まで事業類型があり、それぞれ職員要件や面積要件が異なる。）
- ※3：居宅訪問型保育事業…原則、満3歳未満の保育を必要とする児童に対し、児童の居宅において、保育を行う事業（保育者1人当たり児童1人）
- ※4：事業所内保育事業：事業所に設置されている保育施設で保育する事業で、従業員以外の児童（原則、満3歳未満の保育を必要とする児童）を一定以上預かる事業

2 認可の対象施設について

施設名	種別	法人・個人等の別	定員	連携施設
創造の森	小規模保育事業 B 型	NPO 法人	12 人	たかはやし保育園
みるく保育園	小規模保育事業 B 型	個人	12 人	さくら保育園
たけのこキッズハウス	小規模保育事業 B 型	個人	19 人	さきたま保育園
小さな託児園りとるぐう	家庭的保育事業	個人	5 人	なべかけ保育園
こども館くれよんぴーす	小規模保育事業 B 型	NPO 法人	12 人	三島保育園
ベリーズ保育園	小規模保育事業 A 型	NPO 法人	19 人	南保育園
ちびっくサウンドアックス西那須野園	小規模保育事業 A 型	株式会社	19 人	永田保育園
ひかり みどり保育園	小規模保育事業 A 型	学校法人	19 人	第二ひかり幼稚園

※小規模保育事業 A 型は保育従事者が全て保育士、小規模保育事業 B 型は 1 / 2 が保育士（残りの 1 / 2 は市の研修を受けた保育従事者）、家庭的保育事業は市の研修を受けた保育士及び保育従事者を家庭的保育者として配置します。

※家庭的保育事業及び小規模保育事業の実施に当たっては、連携施設の設定が必要です。（後述）

※本市においては、平成27年度において居宅訪問型事業及び事業所内保育事業の実施予定はありません。（従業員の児童のみを預かる事業者内保育事業は、認可外保育施設として継続します。）

3 認可に当たったのこれまでの経過について

年月日	項目	事業内容
平成26年9月8日	基準条例及び規則の公布 (施行は平成27年4月1日～)	<ul style="list-style-type: none"> •家庭的保育事業等の認可に当たったの基準等の策定 •条例交付に当たっては、市議会への附議
平成26年10月15日	家庭的保育事業等実施に係る事前協議書の提出依頼(認可申請書を兼ねる)	<ul style="list-style-type: none"> •市で事前協議書の様式を提示し、必要書類の提出を依頼 (期限：平成26年11月28日)
平成26年11月28日～ 平成27年2月末	事前協議書の審査	<ul style="list-style-type: none"> •事前協議書の審査を行い、基準に合致しないものについては、改善を求めた。
平成26年11月～12月	連携施設の調整	<ul style="list-style-type: none"> •家庭的保育事業等の支援を行う連携施設の調整を行った。 •児童の健康診断等を積極的に促すために、連携施設の嘱託医に家庭的保育事業等の児童の健康診断をお願いした。
平成27年1月17日～ 2月25日	保育従事者等に対する研修の実施(全8回)	<ul style="list-style-type: none"> •家庭的保育事業において従事する保育士及び保育従事者、小規模保育事業において従事する保育従事者に対して研修を実施した。→平成27年3月16日付で研修の修了証を発行 (本修了証は、平成31年度末まで有効)
平成27年3月2日～ 3月12日	現地調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> •全8園の施設を実際に調査し、面積や部屋の基準等を満たしているかを確認した。(不足している点については、指摘し、改善を求めました。)
平成27年3月23日	子ども・子育て会議の附議	<ul style="list-style-type: none"> •家庭的保育事業等の認可に当たったの意見を聴取する機会である。
平成27年4月1日	家庭的保育事業等の認可	

4 家庭的保育事業等の認可に当たったの主な基準について

※別紙「家庭的保育事業及び小規模保育事業の認可基準について」のとおり

5 連携施設の設定について

(1) 連携施設の概要

- 家庭的保育事業、小規模保育事業等の実施に当たっては、市の基準等に従い、その支援を行う連携施設（保育所、認定こども園又は幼稚園のいずれか）を設定する必要があります。
- 支援の内容は次の囲みのとおりです。

- ①利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - ②必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
 - ③家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
- ※③の機能については、市内の全保育園、認定こども園が担うこととなります。（満3歳児を迎えた日の次の年には、優先的に保護者が希望する他の保育園等に転園できるよう配慮します。）

(2) 本市の対応

- 本市においては、「ひかり みどり保育園」以外の家庭的保育事業等について、公立保育園が連携施設の役割を担います。さらに、黒磯地区1園（さくら保育園）及び西那須野地区1園（永田保育園）に連携保育士（市の正職員）を置き、施設の巡回・指導等を行います。
- 嘱託医についても、原則公立保育園と連携し、年2回の内科検診、年2回の歯科検診、年1回の眼科検診を実施します。
- 「ひかり みどり保育園」については、経営母体と同じである第二ひかり幼稚園（学校法人ひかり学園）が連携施設の役割を担います。

6 現在の状況

- 家庭的保育事業等の定員は8園合計で117人となっており、平成27年度は既に100人程度の入園が内定していることから、保育需要の受け皿となっています。
- 本市では、平成26年度中に施設整備を行い、認定こども園の創設や家庭的保育事業等の実施により、定員を増加させているにもかかわらず、入園待ち児童が、平成27年度当初においても多く存在してしまいます（平成27年度からの入園が決まっていない児童は、平成26年2月末現在で76人となっています）。

⇒本市としましては、以上の内容を踏まえた上で、本市の家庭的保育事業等の実施に当たり子ども・子育て会議の委員の意見を聴取させていただき、より質の高い事業の提供を目指していきたいと考えています。